消費税率の引き上げに伴う第1号被保険者の介護保険料の低所得者軽減強化について

令和元年度から、国の低所得者軽減強化の実施（消費税増税に伴う財源の活用）により、住民税非課税世帯の方の介護保険料が軽減されました。

令和２年度の和水町の基準額は 69,600 円（年額）です。

		令和元年度 保険料（年額、月額）			令和２年度 保険料（年額、月額）		
所得段階	対象者	基準額に 対する割合	保険料 月額	保険料 年額	基準額に 対する割合	保険料 月額	保険料 年額
第１段階	○生活保護受給者 ○老人福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.375	2,175	26,100	0.3	1,740	20,880
第２段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.625	3,625	43,500	0.5	2,900	34,800
第３段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	0.725	4,205	50,460	0.7	4,060	48,720

※　第 4 段階から第 9 段階の方の保険料額は変更ありません。